

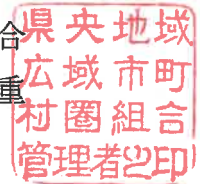


県央地域広域市町村圏組合 公告第2号

諫早消防署高来分署建設工事(電気設備工事)について、一般競争入札(事後審査型)を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月18日

県央地域広域市町村圏組合
管理者 大久保 潔重



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約番号 第一号
- (2) 工事名 諫早消防署高来分署建設工事(電気設備工事)
- (3) 工事場所 諫早市 高来町水ノ浦 番地内
- (4) 工事概要 工事種別 電気設備工事(建築主体工事に伴うもの)
構造 鉄筋コンクリート(RC)造 平屋建
建築面積 565.83㎡
延床面積 543.20㎡
建築主体工事、機械設備工事は別途工事とする。
- (5) 工期 全体工期 契約締結の日から令和6年8月8日まで

本工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を可能とする工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、本公告において、構成市とは、諫早市、大村市及び雲仙市(以下、「構成市」という。)とし、圏域とは、諫早市、大村市及び雲仙市のうち旧瑞穂町、旧国見町を除いた地域(以下、「圏域」という)とする。

- (1) 県央地域広域市町村圏組合(以下、「組合」という。)または構成市の建設工事における、令和5年度の一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿のいずれかにおいて、電気の工種に登載された者であること。
- (2) 圏域内に本店(本社)を有した者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 構成市が定める暴力団排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団

関係者に該当する者でないこと。

- (5) 公告の日から落札決定までの間において、組合または構成市から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 公告の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
- (8) 建設業法第3条の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業または一般建設業の許可を受けている者であること。
- (9) 建設業法第27条の23第1項に規定する最新の経営審査事項（ただし、本入札参加申出書の提出期限の日から1年7カ月を経過していないものに限る。）において、電気の総合評定値（P）が700点以上かつ平均完成工事高が1千万円以上であるもの。
- (10) 過去10年間（平成25年度以降）に元請けとして、鉄筋コンクリート造または鉄筋鉄骨コンクリート造（これらの混構造物を含む）の公共施設（国（特殊法人、国公立大学法人を含む）または地方公共団体（公社、公団を含む）が発注したものに限る。）の新築、改築または増築工事に伴う電気工事を行い、完成させた実績がある者であること（共同企業体による施工実績の場合は、出資比率20%以上の実績に限る。）。
- (11) 次に掲げる要件をすべて満たし、入札参加申出日以前に継続して3か月以上の雇用関係にある主任技術者（下請代金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額未満となる場合に限る。）、監理技術者又は建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を当該工事現場に専任で配置できる者（特例監理技術者を除く。）であり、かつ、やむを得ない特別な理由（死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等）により当該技術者を変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を選任できる者であること。

ア 工事の始期時点において、他の工事現場に係る現場代理人、主任技術者、監理

技術者又は監理技術者補佐として従事していない者

イ 監理技術者として配置する場合においては、建設業法に基づく監理技術者となりうる国家資格を有し、電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法第26条第5項に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者

(12) 特例監理技術者の配置を行う場合は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、1級施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合(全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、直線距離10km以内の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

3 入札参加申出書の提出

本入札に参加する意思があるものは、「事後審査型条件付一般競争参加申出書(様式第1号)」を、押印のうえ組合へ持参し提出しなければならない。なお、期限までに申出書を提出しない者は、本競争に参加することはできない。

(1) 申出書の受付

ア 期間 令和5年8月21日(月)～令和5年8月29日(火)

(土曜日、日曜日及び祝日は除く)

イ 時間 午前9時00分～午後5時00分

(2) 申出書提出先 県央地域広域市町村圏組合

諫早市鷺崎町2-2-1番地1

4 設計図書等及び競争参加資格確認申請書等様式の配布

3による入札参加申出をした者は、設計図書等及び競争参加資格確認申請書等の様式を書き込んだCD-Rディスクを、組合にて受け取ること。

5 質疑応答

(1) 設計図書等に対して質疑がある場合は、次のとおり設計図書等質疑応答書（様式2）により組合あてメールすること。

ア 期限 令和5年8月30日（水）12時00分まで

イ 組合メールアドレス syoubou-soumu@kenoukumiai.nagasaki.jp

(2) 回答は、令和5年9月1日（金）までに、メールによる回答及び書面により組合において閲覧に供して行う。

6 入札保証金

免除する。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年9月4日（月） 午後2時00分

(2) 場所 諫早市鷺崎町2-2-1番地1 諫早消防署 4階 大会議室

8 入札書の提出方法等

(1) 入札書は、封かん及び封印のうえ入札者の氏名を表記し、7で定める日時及び場所において入札しなければならない。

(2) 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(4) 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札会場には各業者1名を超えて入室はできない。

(6) 入札開始後に入札会場に到着した者は、当該入札に参加することはできない。

(7) 最低制限価格は、諫早市が定めるランダム係数を用いた最低制限価格取扱要領（令和2年12月10日2諫契第488号）を準用し取り扱うものとする。

9 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際しては、設計図書に掲げる費目、各工種及び種別に相当する項目に対応するものの金額（営繕工事にあつては、工事種目及び科目に相当する項目に対応する金額）を明示した工事費内訳書を持参し、提出すること。

工事費内訳書の様式は任意とし、明細書類を添付すること（工事名、住所、商号又は名称並びに代表者氏名を記載すること。）。

なお、工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を設けないこと。

(2) 工事費内訳書は、組合が準用する諫早市工事費内訳書事務取扱要領（平成29年3月31日28諫契第544号）に基づき取り扱うものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(4) 提出された工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 提出された工事費内訳書について、県央地域広域市町村圏組合情報公開条例（平成28年条例第2号）第7条の非公開情報に該当するものとし、開示対象としない。

10 入札の辞退

3における入札参加申出書を提出した後、入札への参加を取りやめる場合は、入札辞退届出書を入札執行日の前日午後5時までに組合へ持参し、提出すること。

11 入札の無効

(1) 組合が準用する諫早市契約規則（平成17年規則第54号）第12条各号に該当する入札は、無効とする。

(2) 3における入札参加申出書の提出をしていない者の入札は、無効とする。

(3) 9における工事費内訳書の提出がない者の入札は、無効とする。

(4) (1)～(3)に該当し入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 落札候補者の決定方法等

(1) 落札候補者は、予定価格と最低制限価格との範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。

(2) 最低制限価格は、諫早市が定めるランダム係数を用いた最低制限価格取扱要領（令和2年12月10日2諫契第488号）を準用し取り扱うものとする。

- (3) 落札候補者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。ただし、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。
- (4) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札候補者を決定する。
- (5) 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)をもって、落札候補価格とする。
- (6) 落札候補者の決定は、その決定と同時に入札会場において口頭で通知する。

14 落札候補者の競争参加資格の確認

- (1) 落札候補者には、組合より参加申請書提出依頼を行う。
- (2) 落札候補者は、落札候補者となった日の翌日(その日が休日にあたる場合は、その休日の翌日)午後3時までに次に掲げる書類(以下、「申請書等」という。)を組合へ持参し、組合の競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。
 - ア 事後審査型入札に係る競争参加資格確認申請書(様式3)
 - イ 2(8)に係る、建設業の許可証の写し
 - ウ 2(9)に係る、経営審査事項結果通知書の写し
 - エ 2(10)に定める同種工事等の施工実績を記載した調書(様式第4号)及びその証明書類
 - オ 2(11)及び2(12)に定める資格を有する配置予定技術者を記載した調書(様式5)及びその証明書類

15 落札者の決定及び通知

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、落札者を含む入札参加者全員にその旨通知する。
- (2) 落札候補者が提出期限までに申請書等を提出しないとき又は審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者(以下、「次順位者」という。)を落札候補者とし、新たに申請書等の提出期限を定め、入札参加資格の審査を行うものとする。
- (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

16 競争参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 15の資格確認において競争参加資格がないと認められた者は、県央地域広域市町村圏組合管理者（以下、管理者という。）に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求めようとする場合には、無効の通知を受けた日から2日以内に、組合へ書面を提出して行わなければならない。
- (3) 管理者は、(1)の説明を求められたときは、2日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

17 契約の不締結

落札者が、契約締結の日（本契約の締結日）の前日までの間において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、組合は一切の損害賠償の責めを負わない。

18 特記事項

- (1) 下請負については、圏域内に本社（本店）を有する者を選定するよう努めること。
- (2) 建設資材の調達については、地場産品及び圏域内に本社（本店）を有する取扱業者を選定するよう努めること。

19 異議の申立て

入札参加者は、開札後、組合が準用する諫早市契約規則（平成17年規則第54号）、諫早市工事執行規則（平成17年規則第55号）、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、組合が準用する諫早市契約規則、諫早市工事執行規則の定めるところによる。
- (2) 本公告についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒854-0051

諫早市鷺崎町221番地1

県央地域広域市町村圏組合 事務局 総務課（諫早消防署 3階）

電話 0957-23-3600

FAX 0957-23-3673